



CONTENTS / 2011.9 No.84

消費者の視点での司法改革の実現を	1
夏期消費者セミナー報告	2
夏期消費者セミナー報告「聞く・教訓を聞く」／パーソナル・ディスカッション「消費者の現状と問題」／事件情報	3
事件情報	3
立派な訴訟代理人のグローバルリーダーによる消費者問題の講演会／消費者代理人	4
文献・資料紹介	5

リポート

消費者の視点での司法改革の実現を

司法審意見書は消費者の願いに応えたか

法は「弱者」に権利を付与する体系であり、司法はその権利を実現するシステムにはなりません。消費者は、現代社会の強者である企業と対峙する普遍的で典型的な「弱者」であって、法も司法も消費者の視点からの吟味に耐えるものでなくてはなりません。

消費者訴訟に携わる者にとって、現行司法は不満足きわまりないのが現実です。証拠の偏在、挙証責任の壁、訴訟遂行における経済的力量の格差、形式的平等原理に貫かれた訴訟ルール、市民的常識から隔絶した裁判官の存在等々を変えなくてはならない。当然、司法制度改革審議会への期待は大なるものがありました。「国民の声を聞く」という触れ込みに、消費者の立場から多くの要望が寄せられました。最終意見書は、果たしてこれに応え、司法を変える展望をもったものになっているでしょうか。

結論から言えば、その期待は裏切られたと言わざるを得ません。意見書の部分的な前進面を評価するにせよ、司法の国際化や知的財産権訴訟など企業のニーズに懇切に応えていることと対比して、消費者に十分な配慮のなかつたことは明らかです。

審議会は、消費者がとうてい受け入れられない弁護士費用の敗訴者負担制度の導入を早々と打ち出し、消費者サイドの対応はこの思いがけない「改悪提案」を現状維持の線まで押し戻そうとする運動に精一杯というのが現実でした。

消費者サイドの改革案

民事司法は利害対立する当事者の紛争解決のルールですが、両当事者に完全に中立で無色なルールはありません。消費者対企業の紛争解決のルール設定においても、企業と消費者とでは、どうルールをつくるかでの鋭い対立が表面化しています。

これまで、司法の諸悪の根源は官僚司法制度が現場の裁判官を統制しているところにあると言われてきました。人事や会同による裁判官統制を打破することによって、柔軟な良識の風が司法に吹き込むだろうと、私も考えてきました。しかし、このたびの「司法改革」では、企業・財界の要求が大きく前面に出てきていることを感じざるを得ません。消費者は、個別事件で個別の企業と争うだけでなく、司法制度の設計においても企業群としての財界と対峙しなければならなくなっています。

司法の改革案として消費者が実現を望んだ主なものは、消費者訴訟への民事陪審の導入であり、アメリカのディスカバリー制度をモデルとした強力な事前の証拠収集手続制度の創設であり、消費者被害差し止めや損害賠償事件での団体訴権の創設や、懲罰的損害賠償制度の導入などでした。いずれも、具体的に立法化の対象とされるとは思えません。

むしろ弁護士費用の敗訴者負担制度の原則導入や、証拠偏在の現状をそのままにしての計画審理の導入などは、現状よりも消費者不利の事態を招きかねません。そもそも、司法「改革」の

位置づけが、メガコンペティション時代の企業活動の規制緩和に対応するものとされ、消費者の自己責任が強調される文脈でなされているのです。

立法化段階での取り組みを

とはいものの、消費者問題に関心を持つ弁護士としては、司法改革に絶望することも無関心でいることもできません。批判したこと足りりという姿勢をとることも許されません。これから具体的に進む立法化作業において、曖昧な意見書の手掛かりとなる側面を最大限に生かし実現する運動を通じて、具体的な消費者の利益をはからねばなりません。

その際には、①弁護士費用の敗訴者負担制度導入阻止、②団体訴権の創設、③証拠収集手続の実効性強化、④裁判官と裁判所職員の大幅増員、⑤裁判員制度を民事も含めて陪審に限りなく近づけること、などが共通の要求テーマとなるものと考えられます。

「利用者である国民の視点に立って、多角的視点から司法の現状を調査、分析し、今後の方策を検討すること」。審議会設置法を可決した参議院法務委員会の付帯決議の一節です。国民の視点とは、企業の視点ではなく消費者の視点でなくてはなりません。消費者の側に立って、消費者とともに、消費者のための司法改革実現のために、国会へ、議員へ、政党へ、そして「司法制度改革推進本部」への具体的な働きかけが必要とされています。

澤藤 統一郎

(消費者敗訴者負担問題検討PT幹事)



「青春を返せ」勝訴判決

統一協会の伝道が憲法の保障した思想信条の自由を侵害した違法行為であること追及していた札幌の訴訟で札幌地方裁判所は、6月29日、画期的な判決を言渡しました。

すなわち、宗教団体等の勧誘者側の信仰の自由について、被勧誘者である国民の信仰の自由などによる内在的制約を認め、統一協会の勧誘行為が原告の信教の自由を侵害するおそれのある行為であったことを認めたのです。

違法となる基準について、勧誘の目的が不当なものである場合で、その手段が社会的相当性を逸脱している場合であるとしました。統一協会の勧誘目的については、「対象者の財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員の再生産」という不当な目的であると断じたのです。

勧誘手段の社会的相当性については、統一協会のように勧誘に際して宗教団体であることを隠すことの重大性について、つぎのように判示しました。

「即ち、宗教的確信は、非合理的、超自然的事柄への信仰を中心とした確信であるから、後日、事実の相違等

を指摘されても、自然科学的な事柄と違って、一旦真理として受け入れてしまった以上、その思想からの離脱が困難である…。」したがって、統一協会が宗教団体であることを秘匿して勧誘することは、「その者の信仰の自由に対する重大な脅威と評価すべきものということができる。」

また、宗教上の信仰の選択など内心の自由に対して不当な影響力を与えることが、強度の違法性を持つことについて、次のように判断しました。

「宗教上の信仰の選択は、…、その者の人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力を及ぼす可能性を秘めた誠に重大なものであって、そのような内心の自由に関わる重大な意思決定に不当な影響力を行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し決定する自由を妨げるものとして、許されないといわなければならない。」

以上の判示は今後の同種訴訟について、大きな影響を及ぼすものと思われます。

郷路 征記
(札幌弁護士会)